

特殊土壌地帯対策事業計画(第14次) の設定について

国土交通省
農林水産省

平成30年2月1日

目 次

1. 特殊土壌地帯対策の概要	
特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の概要	1
2. 特殊土壌地帯対策事業の実施状況	
(1) 特殊土壌地帯対策事業の実施状況(第13次特土計画)	3
(2) 特土法による特別措置	4
3. 第14次特殊土壌地帯対策事業計画(案)における視点	
(1) 第14次特殊土壌地帯対策事業計画(案)について	5
(2) 新たな視点①: 農業面での取組	6
(3) 新たな視点②: 社会資本整備としての配慮	12
(4) 新たな視点③: 事業内容	13
(5) 新たな視点④: 土砂災害防止法の一部改正	16

1. 特殊土壌地帯対策の概要

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の概要

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和27年法律第96号)の概要

1 目的

特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除と農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによって、その保全と農業生産力の向上を図る。

2 制度概要

(1) 特殊土壌地帯の指定

しばしば台風の来襲を受け雨量が極めて多く、かつ特殊土壌(シラス等特殊な火山噴出物等)に覆われているために、災害が発生しやすく農業生産力が低い地帯を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定

(2) 特殊土壌地帯対策事業計画の設定及び事業の実施

国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、国土審議会の意見を聴いて、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業計画を定め、国、地方公共団体が事業を実施。

[対象事業]

【災害防除】 治山事業、河川整備事業、砂防事業等

【農地改良】 かんがい排水事業、畑作振興事業等

[主な優遇措置]

「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」の適用による国の負担割合のかさ上げ(国庫負担割合の引上率は最大1.25倍)、地方交付税の特例(シラス対策事業における地方債の元利償還金に関し、基準財政需要額に算入) 等

特殊土壌地帯の指定地域

■特殊土壌地帯の面積

57,588km² (国土の約15.2%)

■対象市町村数(平成29年4月1日現在)

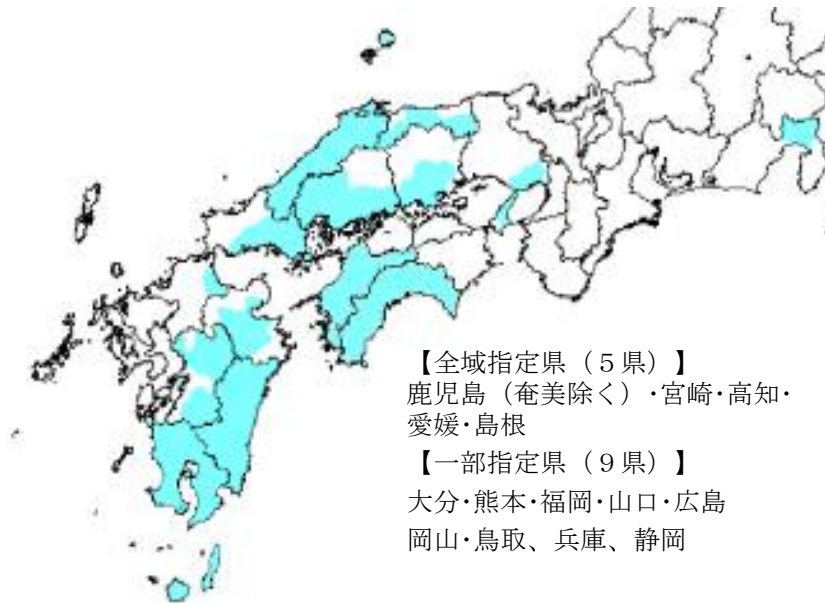
254市町村(一部指定を含む)

■人口:1,301万人(全人口の約10.2%)

資料:総務省平成27年国勢調査

■特殊土壌の種類

シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ、花崗岩風化土、ヨナ、富士マサ



特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法改正の経緯

■ 「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」（以下「特土法」という。）は、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を目的として昭和27年4月25日に制定され、これまで概ね5年毎に期限延長が行われてきた（5年間の時限法）。

■ 平成29年3月に改正法が施行され、有効期限が平成34年3月31日まで延長された。

（法改正に際しての国土審議会の意見：平成28年11月4日）

「近年、台風の来襲に伴う集中豪雨等の回数が増加する中、依然として、指定地域において、大きな被害が発生していること等から、今後とも同法に基づく特殊土壌地帯対策を引き続き強力に推進することが必要である。」

■ 平成29年度中（平成30年3月まで）に特殊土壌地帯対策事業計画（第14次）を策定する必要がある

特殊土壌の種類

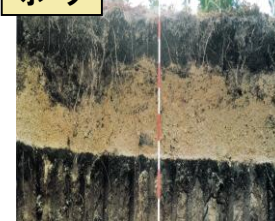
特殊土壌
(分布)

シラス



鹿児島県、宮崎県南部、
熊本県の一部

ボラ



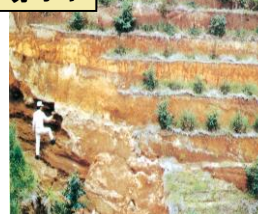
鹿児島県(大隈半島)

コラ



鹿児島県(薩摩半島南部)

赤ホヤ



鹿児島県・宮崎県・愛媛県・高知県の大部分と、
熊本県・大分県の一部

花崗岩風
化土



中国地方の大部分、九州・
四国・近畿の一部

ヨナ



熊本県北東部、大分県
西部

富士マサ



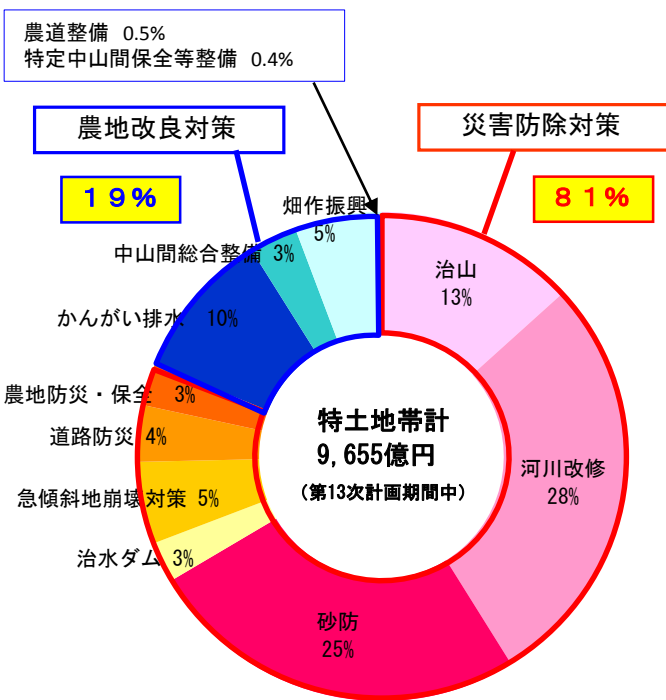
静岡県北東部

2. 特殊土地帯対策事業の実施状況

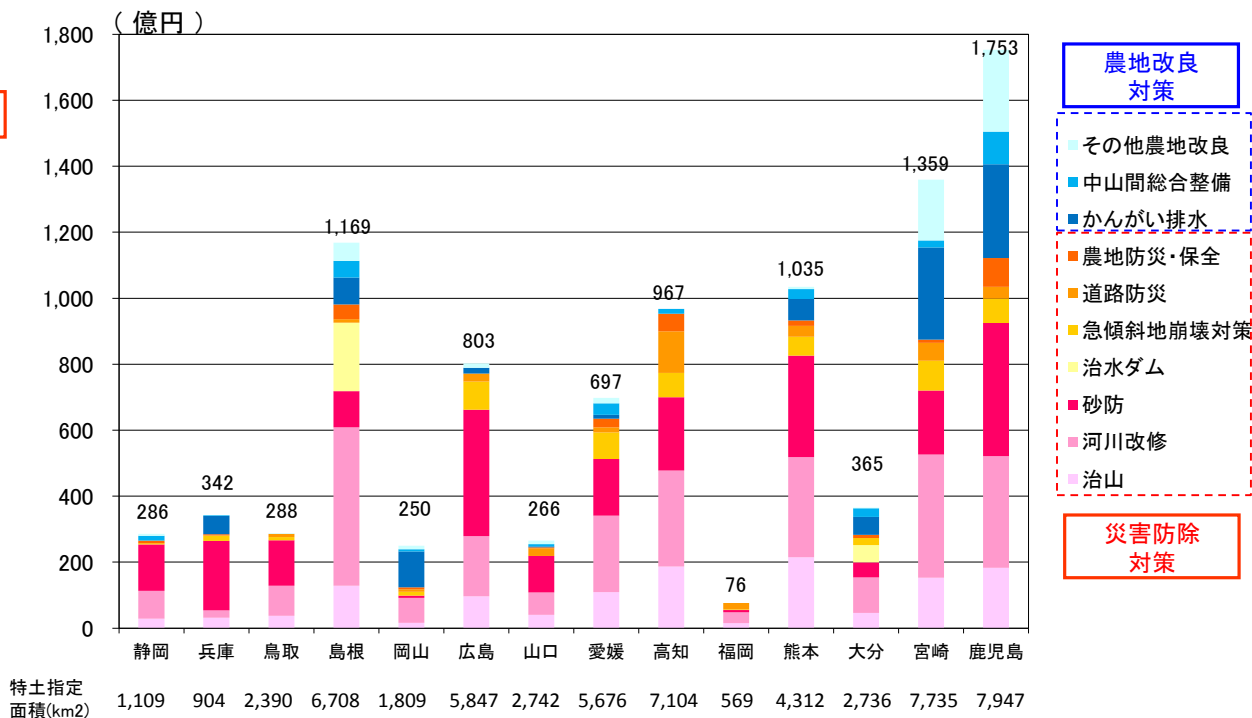
(1) 特殊土地帯対策事業の実施状況(第13次特土計画)

- ・第13次特土計画期間(平成24～28年度)における事業種別のシェアを見ると、治山、河川改修、砂防、農地防災等の災害防除対策に係る事業の割合が、約8割。
- ・県別の事業実績額を見ると、鹿児島県、宮崎県、島根県、熊本県、高知県の順となっている。事業の内訳は各県様々であるが鹿児島県及び宮崎県では農地改良対策の実績額が大きい。

○事業別シェア(第13次特土計画)



○県別の事業種別事業実績額(第13次特土計画)



※農地改良対策のうち土層改良工事の事業費割合は、畑作振興で約1%

当ページ掲載資料: 国土交通省、農林水産省調べ
 (注1) 関係県の事業費は、農林水産省の聞き取りによる。
 (注2) その他農地改良の内訳は、畑作振興、農道整備、特定中山間保全等整備。

(2) 特土法による特別措置

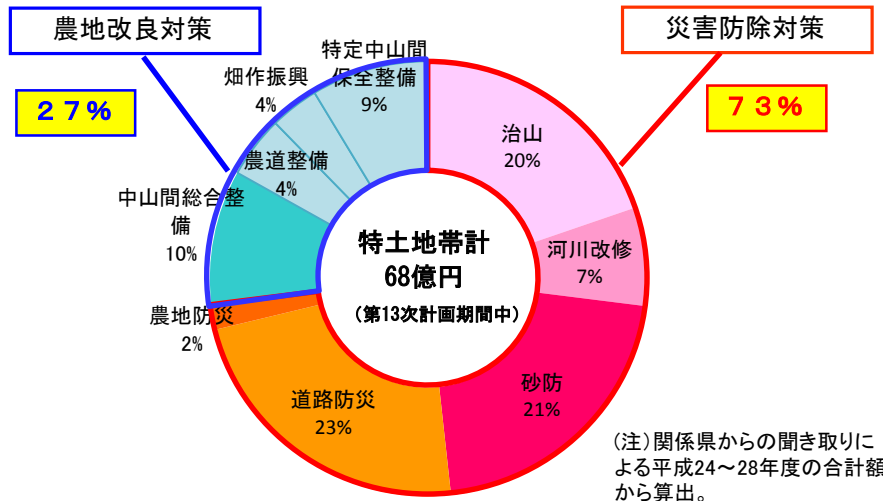
第13次計画に基づく優遇措置の実績として、①後進地域開発特例法に基づく国庫負担率の嵩上げ(約68億円)

②シラス対策事業に対する地方交付税措置(約20億円)が講じられた。

後進地域開発特例法による国庫負担率の引き上げ

・昭和36年度から、特殊土地地帯対策事業計画に基づく事業に対して「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律」による補助特例が適用。

○特土法による嵩上げ額の事業別割合(第13次特土計画)

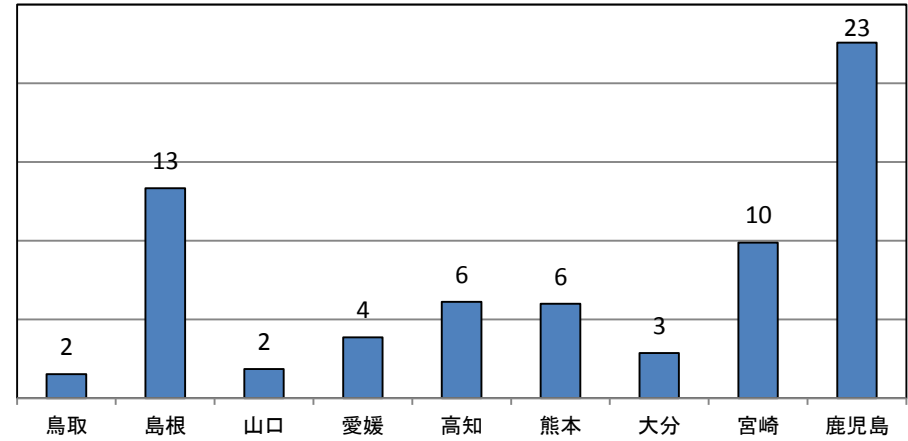


※嵩上げ額のうち土層改良工事にかかる割合は、畑作振興で約15%

○特土計画に基づく後進特例法による国庫負担率の引上げ

事業区分	通常の嵩上げ対象	特土計画による嵩上げ対象の拡大
治山 砂防	1・2級河川の地域での事業	左以外の地域での事業
道路防災	×	県が事業主体の場合
畑作振興	農業用排水、農道、 区画整理事業	左以外の事業

○特土法による県別嵩上げ額(第13次特土計画)



(注)1: 関係県からの聞き取りによる平成24～28年度の合計額。

2: 第13次特土計画期間中では特殊土地地帯指定県のうち静岡県、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については、後進特例法による補助率嵩上げ措置は講じられていない。

シラス対策事業に対する地方交付税措置

・特殊土地地帯対策事業計画に基づく農地保全整備事業のうちシラス対策に係るものについて、その負担金等に充てるために起こした地方債の元利償還金の一部が基準財政需要額に算入。

○地方交付税措置の特例実績(農地防災・保全事業のうち農地保全整備事業(シラス対策)(第13次特土計画))

(百万円)	
県名	基準財政需要額への算入金額
宮崎県	212
鹿児島県	1,866
計	2,078

(注) 関係県からの聞き取りによる平成24～28年度の合計額。

3. 第14次特殊土壌地帯対策事業計画(案)における視点

(1) 第14次特殊土壌地帯対策事業計画(案)について

「第14次特殊土壌地帯対策事業計画」は、近年、台風の来襲に伴う集中豪雨等の回数が増加する中、依然として、特殊土壌地帯指定地域において大きな被害が発生していること等から、必要な特殊土壌地帯対策事業を引き続き実施していくこととする。

また、関連する計画(農林水産業・地域の活力創造プラン、国土形成計画、森林・林業基本計画、土地改良長期計画等)の内容を反映し、平成27年1月に土砂災害防止法が一部改正された内容を加えて設定する。

第14次特殊土壌地帯対策事業計画(案)

第13次特殊土壌地帯対策事業計画

対策の必要性

- 気候変動等が要因と見られるこれまでの想定を超える降雨等に伴う大規模な土砂災害等が多発
- 食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮、競争力のある農業の振興 等

社会資本整備としての配慮

- 関係する公共事業やソフト事業などの各種施策との総合的取組の推進 等

特土対策実施上の配慮

- 事業間の連携等の推進
- ソフト施策との連携
土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備、地域コミュニティ機能の強化、農地利用集積の促進、農業生産対策の支援 等

新たな視点

農林水産業・地域の活力創造プランの反映

国内外の需要拡大、6次産業化等の推進、農業構造の改革と生産コストの削減、多面的機能の維持・発揮など

国土形成計画を踏まえた社会資本整備

国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成

土砂災害防止法等の一部改正に伴う変更

平成31年度までに土砂災害防止法に基づく基礎調査を完了させるとともに、基礎調査結果を速やかに公表し、要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成等を義務付け

特殊土壌地帯対策事業

- ① 治山
- ② 治水(河川整備、砂防等)
- ③ 急傾斜地崩壊対策
- ④ 道路防災
- ⑤ 農地防災・保全
- ⑥ 農用地整備
(かんがい排水、農道整備、中山間総合整備、畑作振興)

・適切な災害
防除
・農業生産力
の向上

(2) 新たな視点①: 農業面での取組

農業面では、国内外の需要拡大、6次産業化等の推進、農業構造の改革と生産コストの削減、多面的機能の維持・発揮など「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づく取組を推進する。

- 平成25年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、産業政策と地域政策を車の両輪とする農政改革を実施。
- 平成28年11月には「農業競争力強化プログラム」を取りまとめ、農業者の努力によってのみでは解決できない構造的な問題を解決し、農業者が自由に経営できる環境を整備するため、13項目の改革を示したところ。

「農林水産業・地域の活力創造プラン」 (H25.12決定、H26.6改訂、H28.11改訂、H29.12改訂)

「食料・農業・農村基本計画」 (H27.3改訂)

産業政策：農林水産業の成長産業化

生産現場の強化

- 農地中間管理機構の創設
- 米政策の見直し
- 農協・農委等の改革の推進
- 経営所得安定対策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設
- 人口減少社会における農山漁村の活性化

多面的機能の維持・発揮

地域政策：美しく活力ある農山漁村の実現

需要フロンティアの拡大

- 新たな国内ニーズへの対応
- 日本食材の活用推進
食文化・食産業の海外展開
農林水産物・食品の輸出等による輸出拡大
- 食の安全と消費者の信頼の確保
- ICTを活用したスマート農業の推進
- 6次産業化の推進

バリューチェーンの構築

「総合的なTPP等関連政策大綱」 (H27.11決定、H29.11改訂)
※ 農林水産業分野

体質強化対策

(強い農林水産業の構築)

経営安定対策

(経営安定・安定供給のための備え)

「農業競争力強化プログラム」 (H28.11決定)

- 農業者が自由に経営展開できる環境の整備
- 農業者の努力では解決できない構造的な問題の解決を通じて、更なる農業の競争力強化を実現する
- 生産資材価格の引下げ
- 収入保険制度の導入
- 流通・加工構造の改革
- 人材力の強化
- 生乳流通改革
- 戦略的輸出体制の整備等
- 土地改良制度の見直し

「強く豊かな農林水産業」と
「美しく活力ある農山漁村」を実現

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理・水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化

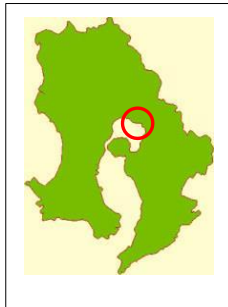
[特殊土壌地帯対策事業(農地改良対策)の取組事例]

きりしまし みぞべ

鹿児島県霧島市溝辺地域では、特殊土壌地帯対策事業及び関連する事業の実施により、国内外の需要拡大、農業構造の改革と生産コストの削減、6次産業化等の推進、多面的機能の維持・発揮などが図られた。

地域の概要

- 位置
鹿児島県
霧島市溝辺地域



- 主要作物
茶, 大根,
キャベツ,
ブドウ, ナシ 等



取組前

未整備の農地で茶・果樹等の生産を行うが不安定な品質・収量での営農を行っていた

- 鹿児島県霧島市溝辺地域は、シラス土壌地帯であり、農地が未整備であったため、豪雨等による表土の流亡や、農地の侵食・崩壊の被害が発生していた。
- また、茶の霜害や用水の確保に悩まされ、収量や品質が安定していなかった。



降雨で侵食される農地



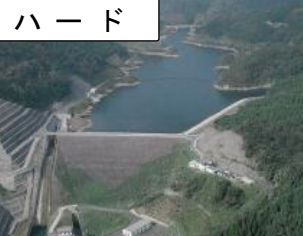
空港周辺に残された狭小で不整形な農地

取組内容

区画整理や畑地かんがい等の基盤整備による安定した農業用水供給や経営規模の拡大、防災事業の導入による災害の未然防止・安心安全な環境での安定した農業経営

主な支援事業

- ・ 畑地帯総合土地改良事業
 - ・ 畑地帯総合整備事業（施設整備型・担い手支援型）
 - ・ 農地保全事業
- [
- ・ 地域用水環境整備事業
 - ・ 多面的機能支払交付金事業
 - ・ 鳥獣害被害防止総合対策交付金
-]



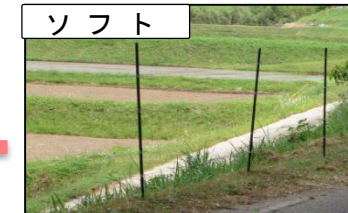
ハード
整備された竹山ダム



区画整理により整備されたほ場



農地侵食防止のための農地保全水路



ソフト
鳥獣被害対策として設置された電気柵



取組後の効果

生産現場

畑地かんがいを活用した営農



- 防霜により高品質で安定した茶の生産が可能→ブランド指定
- 安定した用水供給により計画的な営農、高品質で安定した作物生産が可能

新たな品目の導入等により農業経営の多様化



- ブドウ・ナシなどを導入・生産拡大
- 空港・高速道路など交通体系の整備（流通体系・観光ルート構築）
- 観光農園等へも取り組む

担い手・6次化等

農業法人組織の設立 物産館・直売所の設置



- 農業法人が17組織設立
- 基盤整備により多種多様な作物の栽培がなされ、物産館・直売所等で販売される

地域の共同活動による営農の下支え 多面的機能の発揮



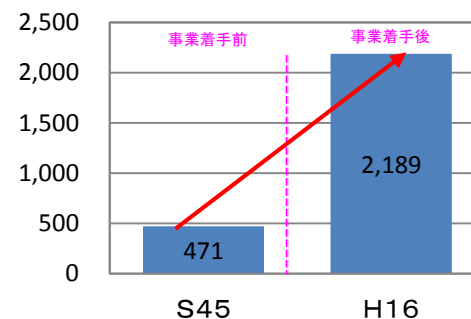
- 多面的機能支払いに取り組み、地域住民が主体となった共同活動によって営農を下支え。

農業所得

地域ブランドの確立・高品質で安定した農作物の生産や規模拡大等により農業所得の増加

○「霧島茶」のブランド名で、国内外に販路拡大を図っている。また、作業条件の改善を通して観光農園や直売所などの活動に取り組むことで、地域の活性化を図っている。

(百万円) 溝辺町における農業生産額の推移



【出典：生産農業所得統計】 注) 旧溝辺町のデータ

防災・減災

農村協働力を活用した減災力の強化

○ため池ハザードマップを作成し、防災訓練を実施
○ハザードマップ作成において地域住民によるワークショップ等を行ったことで、地域の防災減災意識が醸成



住民参画によるハザードマップ作成



ハザードマップを活用した防災訓練

[輸出の取組事例]

鹿児島県霧島市では茶が主要作物であり、霧島茶のブランド名で海外への輸出を行っている。

霧島製茶(株)

【主な輸出先国】 欧州(フランス、英国など)、米国

【輸出取組の概要】

- ◆ 同社の茶葉は全て有機茶。自社の茶畑で茶葉を生産し、製造、加工、輸出まで一貫して行っている。
- ◆ 生産者の顔が見えることを活かし、海外バイヤーを茶畑に招くなどして、信頼関係の醸成を図っている。

【輸出実績】

	輸出額(万円)	輸出量(t)	出荷時期
平成27年度	320	0.80	年中出荷
平成26年度	100	0.25	
平成25年度	12	0.03	



米国の見本市に出展



海外バイヤーを茶畑に案内

ヘンタ製茶(有)

【主な輸出先国】 ブラジル、シンガポール等

【輸出取組の概要】

- ◆ 有機農法による有機茶を、健康志向の強い層をターゲットに売り込み、販路拡大・輸出拡大に繋げる。
- ◆ 国内外の商談会や物産展を利用した効果的なPRによる、自社ブランド評価の向上。

【輸出実績】

	輸出額(万円)	輸出量(t)	出荷時期
平成27年度	1,240	2.2	通年
平成26年度	220	0.4	



海外商談会でのSHAKA-IT! 販売の様子



国内物産展での販売の様子

[土層改良の施工事例]

にしのおもてしさいきょうみなみ

鹿児島県西之表市西京南地区においては、畑地帯総合整備事業では土層改良事業（客土、暗渠排水、土壌改良）を実施することにより生産力の向上が図られた。

■ 事業の概要

【事業名】畑地帯総合整備事業（担い手支援型・一般）

【地区名】西京南地区

【事業量】土層改良 A=118.2ha

【実施期間】H26～H31

【対象作物】サツマイモ、さとうきび

【概要】

ほ場整備事業が実施された地域において近年、地力の低下に加え心土層の硬盤化が進み作物の生育に支障を来している状況であった。

土層改良事業を実施する事により収量が増加し、収益力が向上した。



大型スプリンクラーによる散水（サトウキビ）西之表市 伊関



スプリンクラーによる散水（サツマイモ）西之表市 安納

■ 土層改良の工事内容

心土破碎工（暗渠排水）



土層改良材散布工（土壌改良）



※ 特土地帯に指定された地域では、単独で土層改良事業を実施可能。

[農地中間管理機構を活用した事例]

うなんしおおよしだ

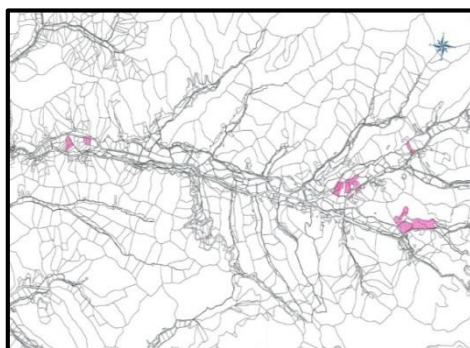
島根県雲南市大吉田地区では、中山間地域の特殊土壤地域において、高齢化が進行する中、営農の継続と収益力の向上を目指し、県・市・JAの支援のもと集落営農法人の設立と農地中間管理機構を活用した法人への農地集積を実現。

取組のポイント

- 市役所内に拠点を置く担い手支援室(市・JA・県普及部の職員で構成)の後押しも受けつつ、機構等を利用して法人化と農地集積を一体的に進める地区内の取組が加速化。
- 支援室は法人設立と機構活用の窓口となり、地区内農業者に対して、法人化に向けた情報提供、機構事業の事務手続の補助、営農指導等を実施。また、毎週定例会を開催して、法人化と機構活用に向けた情報を構成員の間で共有し、地区の取組が着実に進むよう計画的な支援を行った。
- 平成29年1月に集落営農法人の設立が実現。併せて機構を通じて同法人へ農地を集積。

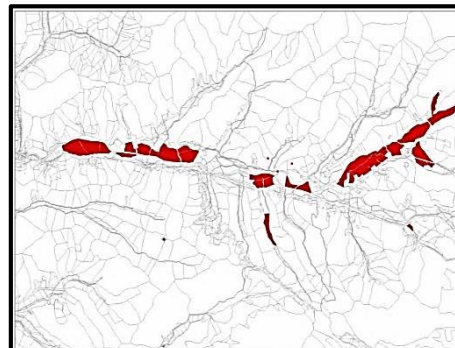


当該地区



機構活用前の担い手の経営農地

地区内農地面積: 42ha



機構を通じて法人に集積した農地(平成28年度)

機構活用の成果

- 平成28年度に、担い手への集積面積は3ha(7%)から15ha(35%)まで上昇。
- 平成29年中に更に17ha(40%)を集積。

(4) 新たな視点②: 社会資本整備としての配慮

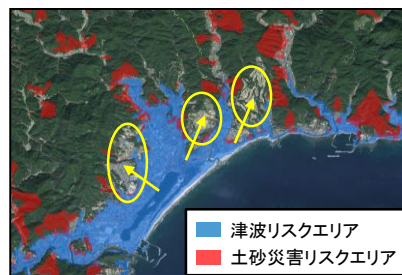
社会資本整備に関しては、第二次国土形成計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決定)に基づき、安全・安心で持続可能な国土の形成を図るため、国土を適切に管理していく取組が必要である。

国土形成計画の具体的方向性のうち、「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」において、「災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築」と「国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成」が必要とされており、後者について第14次特土計画に反映。

災害に対し粘り強くしなやかな国土の構築

- ハード対策とソフト対策の適切な組合せ
- 都市の防災・減災対策の推進
- 多重性・代替性の確保による災害に強い国土構造
- 自助、共助とそれらを支える公助の強化
- 東日本大震災の被災地の復興と福島再生

土地の有効利用と防災・減災を両立



火山観測体制の強化



国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成

- 農地・森林の保全と多面的機能の発揮
- 美しい景観や自然環境等の保全・再生・活用
- 低・未利用地、空き家の所有から有効利用へ
- 複合的な効果と国土の選択的利用
- 多様な主体による国土の国民的経営

持続可能な国土管理



防災・減災と自然環境の再生を両立

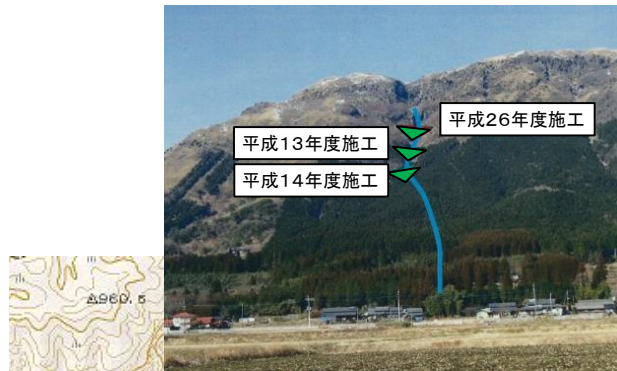


(4) 新たな視点③:事業内容

治山

近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での崩壊等に伴う流木災害が顕在化するなど、山地災害の発生形態が変化している。このような状況を踏まえ、森林・林業基本計画（平成28年5月24日閣議決定）に基づき、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するため、特に、事前防災・減災対策としての治山事業を推進する。

- 事前防災・減災対策として、荒廃山地の重点的な復旧・予防対策や、効果的な流木対策を推進する。
- 下記の事例では、平成28年に地震により土砂災害が発生したが、過去に整備した治山ダムにより下流域への土砂流出が抑制された。



【事業名】治山激甚災害対策特別緊急事業 等

【地区名】熊本県阿蘇市三久保地区



治水（河川改修、砂防、治水ダム）

「第4次社会資本整備総合重点計画」（平成27年9月18日閣議決定）に基づき、土砂災害について、要配慮者利用施設、防災拠点に対する砂防施設等の整備を推進する。

第3次社会資本整備重点計画 （平成24年8月31日閣議決定）

土砂の生産や流出による国民生活への深刻な影響を回避・軽減するとともに、高齢化等の進展や災害時要援護者関連施設・避難所等の保全対象の特性を踏まえながら地域の安全・安心を確保するため、砂防堰堤等の施設整備を着実に推進する。

第4次社会資本整備重点計画 （平成27年9月18日閣議決定）

土砂災害については、要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る対策を重点的に実施するとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表及び区域指定による危険な区域の明示、警戒避難体制の整備、避難勧告の発令等を支援するためのきめ細やかな情報提供、想定をはるかに超える規模の土石流に対する緊急調査の実施による監視の強化など、ハード・ソフト一体となった対策を推進する。

○ 災害対策基本法の改正（平成25年6月）による「要配慮者」の定義

第8条の2 15 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

従前においては、災害発生時の避難行動に限定せず、その後の避難生活等も含め、援護が必要な者として想定されている者が一般的に「災害時要援護者」と呼称されていたが、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」について「要配慮者」と定義され、このうち「配慮」の一形態として「避難行動に係る配慮」が必要な者について「避難行動要支援者」と定義された。

農地防災・保全

今後、気候変動の影響により、集中豪雨等による湛水被害等が一層頻発化するおそれがある。豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害等を防止し、農地やその周辺地域の保全を図り、災害に強い農村社会の形成に寄与するため、新たな土地改良長期計画(平成28年8月28日閣議決定)に基づき、下流域に住宅等がある防災重点ため池の整備、排水機場や排水路の整備等を計画的かつ効率的に推進する。

- ・農地保全整備事業は、ほ場内に排水路を適切に配置し、農地の排水を急傾斜面に直接流下させることなく安全に下流河川に流去させるものであり、それによって、農地の侵食とガケの崩壊とが一体的に防止され、下流域における災害の防止にも資することになる。
- ・したがって本事業は、単に農地の保全上の観点だけでなく、地区及びその周辺地域(住宅や公共施設等)における二次災害を防止するとともに、生態系や自然環境の保護という観点からも重要な意義を持つ。

特殊土地地帯の被災状況



農地の侵食状況



農地侵食による住宅への土砂流出状況



農地斜面の侵食による下流域の土砂流出状況

農地保全整備事業の対策事例



法面排水対策(斜面侵食防止)



農地排水対策(農地侵食防止)

(5) 新たな視点④:土砂災害防止法の一部改正

平成26年8月に広島市で発生した土砂災害を受け、平成27年1月に土砂災害防止法が一部改正されたこと等に鑑み、特殊土壌地帯対策事業と土砂災害防止法のソフト対策の連携について充実・強化を図る。

災害の概要

○広島県広島市(ひろしまし) :特殊土壌地帯【花崗岩風化土】

平成26年8月20日未明からの局地的豪雨により、最大時間雨量121mm、最大日雨量287mmを観測した。

土砂災害が発生し、死者を含む人的被害や住宅被害、公共施設の破損など甚大な被害が発生した。



土砂災害防止法※(平成13年4月施行)の概要(ソフト対策)

○土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等を指定することにより危険の周知、警戒避難態勢の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進

※正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

基礎調査の実施 [都道府県]

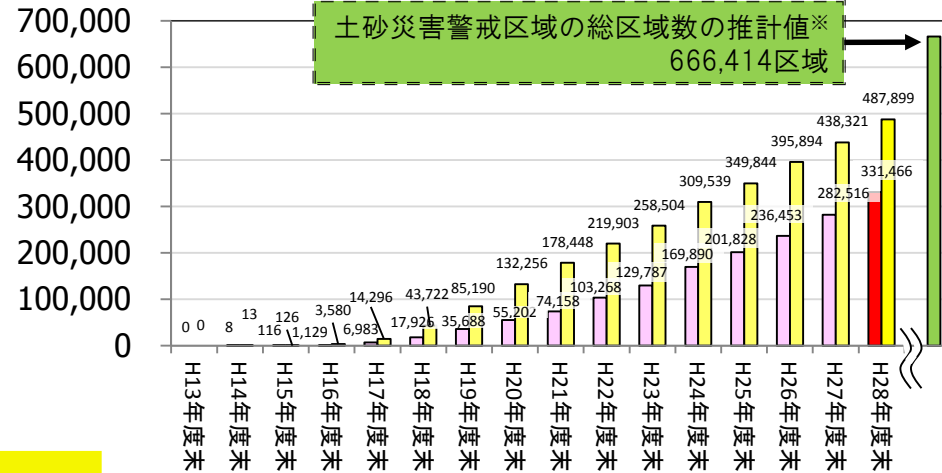
・地形、地質、土地利用状況等を踏まえて、区域指定及び土砂災害防止対策に必要な調査を実施
 ※防災・安全交付金等により基礎調査に要する費用の3分の1を交付

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県] (土砂災害のおそれがある区域)

●情報伝達、警戒避難体制等の整備[市町村等]

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県] (建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域)

- 特定開発行為に対する許可制
 対象:住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制
- 建築物の移転等の勧告



土砂災害防止法の一部改正の概要（平成27年1月改正）

○H26.8広島土砂災害を受け、ソフト対策のさらなる充実・強化を図るため、平成27年1月に法改正

背景

- 住民に土砂災害の危険性が十分に伝わっていない。
- 土砂災害警戒情報が避難勧告等の基準になっていない。
- 土砂災害からの避難体制が不十分。

改正の概要

危険性のある区域の明示

- **基礎調査結果の公表の義務付け**
- 基礎調査に関する是正要求

避難勧告等に資する情報

- 土砂災害警戒情報を法律上に明記
- 土砂災害警戒情報の通知・周知を義務付け

避難体制の充実・強化

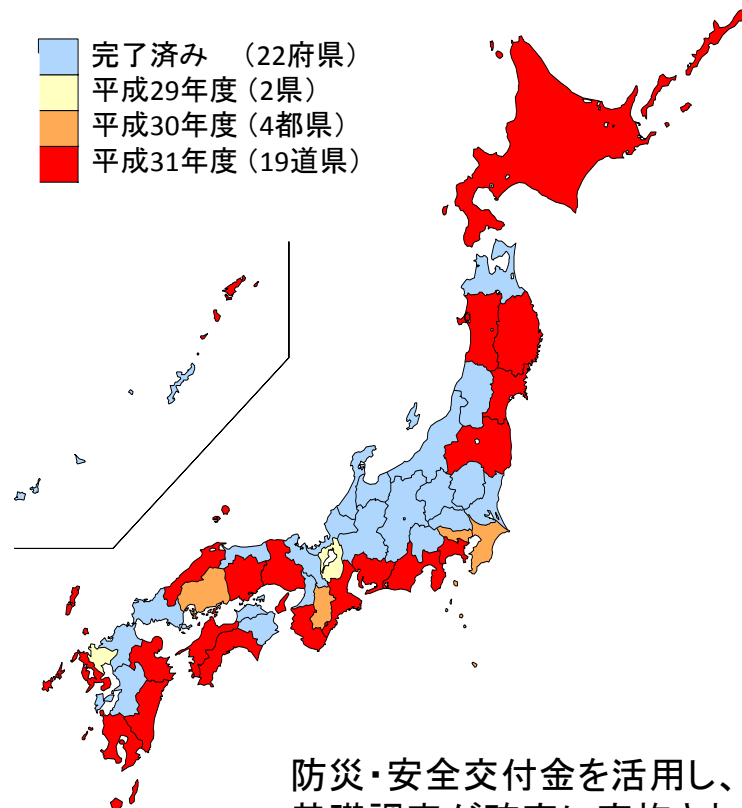
- 市町村地域防災計画において、「避難場所・避難経路に関する事項」
「避難訓練に関する事項」
「社会福祉施設、学校、医療施設等に対する情報伝達」等を定める。

国による援助

- 国土交通大臣による助言、情報の提供等の援助

基礎調査の完了予定年度（平成29年3月末時点）

- 完了済み（22府県）
- 平成29年度（2県）
- 平成30年度（4都県）
- 平成31年度（19道県）



防災・安全交付金を活用し、基礎調査が確実に実施されるよう、重点的に支援を実施。

土砂災害防止法の一部改正の概要（平成29年6月水防法等との一括改正）

要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害（死者9名）を踏まえ、**避難確保計画が未作成の要配慮者利用施設について、計画作成をより一層促進することが必要。**
- このため、土砂災害防止法を改正し、**土砂災害警戒区域内で警戒避難体制の整備を適確に講じる必要のある要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成等を義務付ける**ことによって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。



計画作成の担保措置

- 計画を作成しない施設管理者等に対して、**市町村長は必要な指示**を行うことができる。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、**市町村長はその旨を公表**することができる。

要配慮者利用施設の警戒避難体制の構築

防災体制の確認



避難訓練の実施

避難確保計画の作成



従業員や利用者への学習会

要配慮者利用施設の被災事例



平成28年8月台風10号
岩手県岩泉町
高齢者グループホームで9名が亡くなる被害が発生